

令和 7 年 8 月 19 日

水銀混入ごみに伴う豊島清掃工場 2 号炉の停止について

豊島清掃工場において、2号焼却炉の排ガス中水銀濃度が、法規制値※(水銀濃度 50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)を超えたため、焼却炉を停止しました。

なお、排ガス中の水銀濃度が法規制値を超えることがあっても、煙突から排出後は10万分の1以下となることから、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

区民、事業者の皆様におかれましては、適正なごみの出し方に従い排出されるようお願いいたします。

経緯及び今後の対応については下記のとおりです。

記

- 1 停止日時 令和7年8月19日(火)10時47分

- ## 2 経緯

令和7年8月19日(火)	7時28分	排ガス水銀濃度上昇
	10時00分	排ガス水銀濃度 $63 \mu\text{g}/\text{m}^3$ <i>N</i> (1時間平均値)
	10時47分	焼却炉停止操作開始

- ### 3 今後の対応

設備の汚染状況調査と清掃等を実施します。

- #### 4 不適正ごみの搬入防止

プラント設備の機能などを脅かす不適正なごみの搬入防止に向けて、搬入物検査の強化と23区との連携による対策を継続して講じていきます。

※ 大気汚染防止法では、一時的な超過による停止は求められていませんが、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場においては超過した場合、速やかな焼却炉の停止を徹底しています。

問合せ先
施設管理部技術課技術係
電話番号 03-6238-0745